



令和元年度 後期 技能検定 受検案内

技能五輪奈良県大会

技能検定は、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。現在130職種の実験があり、奈良県ではこの内36職種を後期(12~2月)に実施致します。

合格された方は、特級、1級及び単一等級の場合は厚生労働大臣から、2級及び3級の場合は県知事から合格証書及び技能士章が交付され、「技能士」と称することができます。

今年度 後期でのお知らせ

・受検手数料の改訂について

令和元年10月1日より、技能検定受検手数料の改訂が予定されています。当案内には改訂後の受検手数料の金額が記載されています。

・受検手数料の振込受付について

今年度後期より、受検料について口座振込での受付を開始いたします。(詳細はP2をご覧ください。)

これにより、従来行っておりました現金書留による受検申請については受付いたしませんので、ご注意ください。

1. 実施日程

| | | | |
|----------|----------|--|--|
| 受付期間 | | 令和元年10月7日(月) ↓ 令和元年10月18日(金) | 受付期間内に当協会又は所属団体まで必要書類及び受検料等を添えて提出してください。当協会では土日祝日を除く9:00~17:00(12:00~13:00を除く)に受付します。 受検申請の方法はP2を参照してください。 |
| 実技試験問題公表 | | 令和元年11月29日(金) | 実技試験問題及び試験日時等を記した受検票を12月末までに発送いたします。 (電子機器組立て、電気機器組立て職種は11月末までに発送予定です。) |
| 試験実施 | 実技試験実施期間 | 令和元年12月6日(金) ↓ 令和2年2月16日(日) | <u>※発送時期を過ぎても受検票が届かない場合は、郵便事故等による未着が考えられますので、必ず当協会へお問い合わせください。</u> |
| | 学科試験日 | 令和2年1月26日(日) 令和2年2月2日(日) 令和2年2月9日(日) | 学科試験の日程はP6~7 各職種の学科試験日を参照してください。 |
| 合格発表日 | | 令和2年3月13日(金) | 合格者のみに郵送で通知します。 また奈良県雇用政策課ホームページにおいて合格者の受検番号を掲載します。 http://www.pref.nara.jp/3598.htm |

[得点の開示について]

試験の得点の開示を希望される方は、受検票(あるいは合格通知)と顔写真入りの身分証明書(運転免許証、旅券等)を持参の上、来庁してください。
※但し、受検者ご本人に限ります。(代理人不可)

場所:奈良県産業・雇用振興部 雇用政策課 (〒630-8501 奈良市登大路町30、電話 0742-22-1101 内線3577)

期間:合格発表日から1ヶ月間の平日の9:00~12:00、13:00~17:00の間。

(この期間を過ぎた場合は別途手続きが必要です。詳細は雇用政策課までお問い合わせください。)

なお、試験の成績の優秀な方には、令和2年度に奈良県知事及び奈良県職業能力開発協会長からの表彰状並びに記念品による表彰があります。

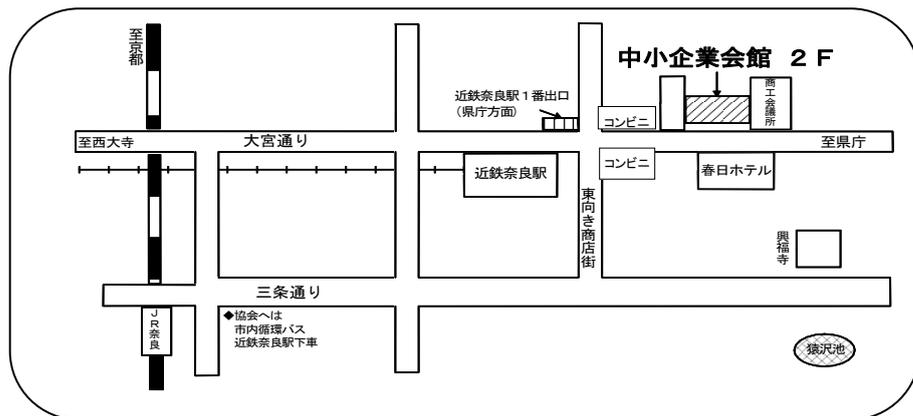
II. 受検申請方法

下記書類(①から④)をそろえて受付期間内に当協会へ**郵送又は持参**で提出して下さい。

受検料を振込後、受検申請書を郵送で申請する場合は、**簡易書留**とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きして下さい。
通常郵便やメール便その他宅配便等での申込みには、一切責任を負いかねます。

また、受付期間内の消印のものに限り有効とします。

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>① 受検申請書</p> | <p>申請用紙の記入については、申請者本人が記入例(P8)を参照し、略字を使わず丁寧かつ正確に記入して下さい。 特に、ご氏名に『外字』がある場合は明確に記載頂きますようお願いいたします。 なお、資格・経験年数等、申請に不正が判明したときは、受検を取消、又は合格を取り消すことがあります。 申請後に住所等に変更があった場合は速やかに協会へ連絡して下さい。</p> |
| <p>② 受検手数料の振込明細書等(写し)又は現金</p> | <p>受検手数料は職種等によって異なります。P6～7を参照して下さい。 記載の金額は技能検定受検手数料改訂後の金額を掲載しております。</p> <p>受検手数料を確認頂き、所定の受検手数料を下記口座へ振込し、振込明細書等(写し)を申請書と併せて提出して下さい。事業所等でまとめて振込可能ですが、受検申請者の内訳表(個々の職種・作業名・級・受検区分・氏名・受検料、合計金額を記載したもので様式は自由)を作成頂き、内訳表に振込明細書等(写し)を貼付け、受検申請書と併せて提出して下さい。(振込明細書等について、インターネットバンキングの場合は振込結果画面のプリントで可。)</p> <p>(口座名義) 奈良県職業能力開発協会 (口座番号) 南都銀行 本店営業部 普通 2408819 ※振込は受付期間内に過不足がないように納付して下さい。また、振込手数料はご負担願います。</p> <p>* 現金を持参して協会窓口を受検申請書を提出する場合は、領収書(写し)の添付は不要です。なお、釣銭の必要がないよう、各自でご用意ください。 現金書留による受付はいたしませんので、ご注意ください。 なお、奈良県手数料条例第4条に基づき、申請受付後の受検手数料は返還できません。</p> |
| <p>③ 本人確認書類(受検申請者全員)</p> | <p>以下のいずれかの書類の写しを本人確認書類として受検申請書に貼付し提出して下さい。 提出がない場合受検申請を受付できません。</p> <p>1. 日本人、永住者、それらの配偶者等及び定住者の方の本人確認書類の例</p> <p>① 運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りして下さい)、日本パスポート(写真欄)、住民票の写し、日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限りです)</p> <p>② 特別永住者証明書</p> <p>③ 健康保険被保険者証</p> <p>④ 生徒手帳、学生証、在学証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限りです)</p> <p>2. 1以外の方の本人確認書類の例</p> <p>① 外国パスポート(写真欄及び日本国査証欄)</p> <p>② 在留カード</p> <p>* なお、社員証の写しは本人確認書類として認められません。</p> |
| <p>④ 証明書類(該当者のみ)</p> | <p>受検資格短縮(P4)または、免除資格(P5)に該当する場合は証明する写しを必ず提出して下さい。 申請時に証明書類の提出がない場合は、免除の取扱いはできません。 また、記入漏れ等、申請後に試験の免除が判明しても免除は受けられません。 なお、試験免除される試験の受検手数料は不要です。</p> |



[受検申請及び申請に関するお問合せ先]

奈良県職業能力開発協会

〒630-8213 奈良市登大路町38-1

奈良県中小企業会館2F

TEL (0742) 24-4127 FAX (0742) 23-7690

III.申請にあたっての注意事項

1. 技能検定の受検には実務経験年数等の受検資格が必要です。詳細はP4をご確認下さい。
また、実技・学科試験の免除についてはP5をご確認下さい。
2. 令和元年度(後期)技能検定学科試験における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については原則として、平成31年4月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種(作業)ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。
3. 各職種・各作業において定員を設けている場合は、受付の先着順となります。
4. 機械製図手書き作業の定員は1・2級合わせて**5名**、3級は**10名**です。(予定)
5. 機械製図CAD作業の定員及び使用するパソコンについて

試験会場にあるパソコンを使用される方の定員は8名で、

基本ソフトは、Windows 7、CADソフトはAutoCad 2016(初期状態)となります。

試験会場へパソコンの持ち込みを希望される方の定員は8名で、

以下の条件を満たす場合のみ可能です。(ご不明な点は、お問合せ下さい。)

[条件]DXFデータに変換可能なCADソフト(AutoCad2016を除く)であり、所属企業においてA1・A2サイズのプロッター出力が可能であること。また、試験時にCADソフトの各種設定(線種、文字、寸法、画層、ブロック登録、用紙、図面範囲、その他設定等)を、インストール時の初期状態にすること。

6. 次の職種の実技試験を受検する際には、免許証又は修了証の携帯を必要とします。

| | |
|--------------------|---|
| 冷凍空気 調和機器施 工 | 労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。 |
|--------------------|---|

7. 職種によっては施設・機械の設備等により、人数を制限する場合があります。また、**受検者の少ない職種(作業)は、近隣府県での受検についてご相談させて頂くことがあります。**
8. 受検手数料の()内の金額は、公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の訓練生〔短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く〕及び高等学校・短期大学・大学・専修学校若しくは各種学校等の在校生が3級を受検する場合の受検手数料です。
9. 検定職種に対応した学科の例とは、**各種学校、高等学校、大学などの専攻科目であり、その学科及びこれに準ずるものを修めて対応する検定職種を受検する場合、受検資格が短縮されます。**
免許職種とは、**職業訓練指導員免許のことであり、この免許を持っていると対応する検定職種の1級・2級・3級及び単一等級の学科試験が免除されます。**
10. 受検申請は原則、受検者ひとりにつき1職種・1作業・1等級にしてください。2つ以上を申請された場合、試験日が重なることがありますが、受検料の返金はいたしません。
11. 障がい者の方が受検される場合は、当協会にあらかじめ申し出てください。
12. 試験実施における道具の紛失、受検者間の事故・トラブル等について、当協会は一切責任を負いません。
13. 個人情報の取り扱いについて
試験会場となる事業所へ(立入許可のため等)個人情報を提供することがあります。
奈良県職業能力開発協会が実施する法定講習会等の案内を送付する場合があります。

IV. 受検資格

技能検定の受検に必要な実務経験年数一覧

実務経験年数は令和元年10月18日現在とします。

なお、受検資格が短縮されるのは検定職種に対応した学科や訓練科を卒業、又は修了した場合のみです。

(単位：年)

| 受検対象者※1 | 特級 | 1級 | | | 2級 | | 3級※7 | 単一等級 |
|--|-------|----------|-------|---|-------|---|------|------|
| | 1級合格後 | 2級合格後 | 3級合格後 | | 3級合格後 | | | |
| 実務経験のみ | | 7 | | | 2 | | 0※8 | 3 |
| 専門高校(工業高校等)卒業※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業 | | 6 | | | 0 | | 0 | 1 |
| 短大・高専・高校専攻科卒業※2、専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業 | | 5 | | | 0 | | 0 | 0 |
| 大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業 | | 4 | | | 0 | | 0 | 0 |
| 専修学校※3又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が認定したものに 限る) | 5 | 800時間以上 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0※9 | 1 |
| | | 1600時間以上 | | | 0 | | 0※9 | 1 |
| | | 3200時間以上 | | | 0 | | 0※9 | 0 |
| 短期課程の普通職業訓練修了※4※10 | | 700時間以上 | | | 0 | | 0※6 | 1 |
| 普通課程の普通職業訓練修了※4※10 | | 2800時間未満 | | | 0 | | 0 | 1 |
| | | 2800時間以上 | | | 0 | | 0 | 0 |
| 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了※4※10 | | 3 | 1 | 2 | 0 | | 0 | 0 |
| 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了※10 | | 1 | | | 0 | | 0 | 0 |
| 長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了※10 | | 1※5 | | | 0※5 | | 0 | 0 |
| 職業訓練指導員免許取得 | | 1 | | | — | — | — | 0 |
| 長期養成課程の指導員養成訓練修了※10 | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 |

※1 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。

※2 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5 短期養成課程の指導員訓練のうち、実務経験者訓練技法習得コースの修了者については、訓練修了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査)に合格しているものに限る。

※6 総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※7 3級技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定された者も受検できる。

※8 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※9 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

※10 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する

V. 免除資格

試験免除の対象者と免除される試験の区分は次の表のとおりです。
 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする方は、申請時にその資格を証明する書類の写しを必ず提出してください。申請時に証明書類の提出が無い場合は、免除の取扱いはできません。
 なお、試験免除される試験において受検手数料は不要です。
 また、記入漏れ等、申請後に試験の免除が判明しても免除は受けられません。

1. 技能検定関係（同一の検定職種に限る）

| 対象者 | | 技能検定試験の免除の範囲 | | | | | |
|------|----------|--------------|----|-------|-------|-------|----|
| | | 特級 | 1級 | 2級 | 3級 | 単一等級 | 備考 |
| 特級 | 実技試験のみ合格 | 実技の全部 | - | - | - | - | ※1 |
| | 学科試験のみ合格 | 学科の全部 | - | - | - | - | ※1 |
| 1級 | 技能検定合格 | - | - | 学科の全部 | | - | |
| | 実技試験のみ合格 | - | - | 実技の全部 | | - | ※2 |
| | 学科試験のみ合格 | - | - | 学科の全部 | | - | ※2 |
| 2級 | 技能検定合格 | - | - | 学科の全部 | | - | |
| | 実技試験のみ合格 | - | - | 実技の全部 | | - | ※2 |
| | 学科試験のみ合格 | - | - | 学科の全部 | | - | ※2 |
| 3級 | 技能検定合格 | - | - | - | 学科の全部 | - | |
| | 実技試験のみ合格 | - | - | - | 実技の全部 | - | ※2 |
| | 学科試験のみ合格 | - | - | - | 学科の全部 | - | ※2 |
| 単一等級 | 技能検定合格 | - | - | - | - | 学科の全部 | |
| | 実技試験のみ合格 | - | - | - | - | 実技の全部 | ※2 |
| | 学科試験のみ合格 | - | - | - | - | 学科の全部 | ※2 |

※1: 実技試験または学科試験に合格した日から5年間(最終年にあつては年度終わりまで)有効

※2: 選択科目(作業)のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2. 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る）

| 対象者 | | 技能検定試験の免除の範囲 | | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|--------------|-------|--------------|-------|-------|----|
| | | 特級 | 1級 | 2級 | 3級 | 単一等級 | 備考 |
| 指導員試験合格又は指導員免許取得 | | - | - | 学科の全部 | | | |
| 応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格 | 技能照査合格後実務経験年数 | 5年 | - | 学科の全部 | | | ※1 |
| | 2年 | - | - | 学科の全部 | | | ※1 |
| 専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格 | 技能照査合格後実務経験年数 | 4年 | - | 学科の全部 | | | ※1 |
| | | 1年 | - | - | 学科の全部 | | ※1 |
| | - | - | - | 学科の全部 | - | ※1 | |
| 普通課程の普通職業訓練における技能照査合格 | 技能照査合格後2年(2800h以上なら1年)の実務経験 | - | - | 学科の全部 | | | ※1 |
| | | - | - | 学科の全部 | - | ※1 | |
| 短期過程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了 | 1級技能士コース | - | - | 学科の全部 | | | ※1 |
| | 2級技能士コース | - | - | 学科の全部 | | | ※1 |
| | 単一等級技能士コース | - | - | - | - | 学科の全部 | ※1 |
| 中央技能検定委員2年以上 | | - | - | 実技の全部及び学科の全部 | | | |
| 都道府県技能検定委員2年以上 | | - | - | 実技の全部 | | | |
| 技能五輪全国大会における技能証 | | - | 実技の全部 | - | - | 実技の全部 | |
| 技能五輪地方大会における技能証 | | - | - | 実技の全部 | | - | ※2 |
| 全国障害者技能競技大会 | 実技部門の技能証 | - | - | 実技の全部 | | - | ※2 |
| | 学科部門の技能証 | - | - | 学科の全部 | | | ※2 |

※1: 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

※2: 有効期限を過ぎた技能証であっても有効(H16厚労告376附則第2項及び3項)

3. 他法令等関係

| 対象者 | | 技能検定試験の免除の範囲 | | | | | |
|---|---------|--------------|----------------------------|----|----|-------------------|----|
| | | 特級 | 1級 | 2級 | 3級 | 単一等級 | 備考 |
| 製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者 | | - | 菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般 | - | - | - | |
| 建築士法による1・2級建築士試験に合格した者又は1・2級建築士の免許を受けた者 | | - | 建築大工職種に係る学科試験の全部 | - | - | 枠組壁建築職種に係る学科試験の全部 | |
| 建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者 | | - | 建築大工職種に係る学科試験の全部 | - | - | 枠組壁建築職種に係る学科試験の全部 | |
| 東京商工会議所が行う和裁検定試験に合格した者 | 1級の技能検定 | - | 和裁職種に係る実技試験の全部 | - | - | - | |
| | 2級の技能検定 | - | 同上 | - | - | - | |

VI.実施予定職種・実施日・受検手数料等

◆特級

| 検定職種 | 実技試験実施日 | | | 学科試験実施日 | 受検手数料 | |
|---|---------|----------------|-------|----------------|--------|-------|
| | 製作等作業試験 | 計画立案等作業試験 | 判断等試験 | | 実技 | 学科 |
| 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、プラスチック成形、パン製造 | — | R2.2.2 (午後) | — | R2.2.2 (午前) | 18,200 | 3,100 |

◆単一等級

◎は受検票で通知する日に実施します

| 検定職種 | 作業名 | 実技試験実施日 | | | 学科試験実施日 | 受検手数料 | | 検定職種に対応した(注9参照) | |
|--------|----------|---------|-----------|-------|----------------|--------|-------|-------------------|------|
| | | 製作等作業試験 | 計画立案等作業試験 | 判断等試験 | | 実技 | 学科 | 学科の例 | 免許職種 |
| 電子回路接続 | 電子回路接続作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午前) | 18,200 | 3,100 | 機械科 電子科 電気科 | 電子科 |

2級・3級の实技受検手数料について

次の要件を全て満たす場合、実技試験受検手数料の減免措置が受けられます。

- (1) 35歳未満の者。(実技試験実施日が属する年度の4月1日において、35歳未満である者。)
- (2) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の上欄の在留資格以外の者。

◆1級・2級

◎は受検票で通知する日に実施します

| 検定職種 | 作業名 | 実技試験実施日 | | | 学科試験実施日 | 受検手数料 | | 学科 | 検定職種に対応した(注9参照) | |
|------------|--------------|----------------|-------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|----------------|----|-------------------|-----------------|
| | | 製作等作業試験 | 計画立案等作業試験 | 判断等試験 | | 実技 | | | 学科の例 | 免許職種 |
| | | | | | | 1級又は2級減免対象外 | 2級減免対象者 | | | |
| 機械検査 | 機械検査作業 | ◎ | R2.1.26 (午後) | — | R2.1.26 (午前) | 15,100 | 6,100 | 円 | 機械科 | 機械科 |
| 電気機器組立て | シーケンス制御作業 | R1.12月 (予定) | R2.1.26 (午後) | — | R2.1.26 (午前) | 18,200 | 9,200 | 円 | 電子科 電気科 | 電気科 メカトロニクス科 |
| 空気圧装置組立て | 空気圧装置組立て作業 | — | R2.1.19 (午前) | R2.1.19 | R2.2.9 (午後) | | | | 機械科 | — |
| 油圧装置調整 | 油圧装置調整作業 | ◎ | R2.2.2 (午後) | — | R2.2.2 (午前) | | | | 機械科 | 機械科 |
| 農業機械整備 | 農業機械整備作業 | ◎ | R2.2.2 (午後) | — | R2.2.2 (午前) | | | | 機械科 | 農業機械科 |
| 冷凍空気調和機器施工 | 冷凍空気調和機器施工作業 | ◎ | R2.2.2 (午後) | — | R2.2.2 (午前) | | | | 設備科 | 冷凍空調機器科 |
| ニット製品製造 | 靴下製造作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午前) | | | | 繊維科 | ニット科 |
| 和裁 | 和服製作作業 | ◎ | — | — | R2.2.2 (午前) | | | | 被服科 服飾科 和裁科 | 和裁科 |
| プリプレス | DTP作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午前) | | | | 印刷科 | 製版・印刷科 |
| 石材施工 | 石材加工作業 | ◎ | — | — | R2.2.2 (午前) | | | | 建築科 土木科 | 石材科 |
| パン製造 | パン製造作業 | ◎ | — | — | R2.2.2 (午後) | | | | 菓子科 製パン科 | パン・菓子科 |
| 菓子製造 | 洋菓子製造作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午後) | 菓子科 製菓科 | パン・菓子科 | | | |
| 建築大工 | 大工工事作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午前) | 建築科 大工科 | 建築科 枠組壁建築科 | | | |
| かわらぶき | かわらぶき作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午前) | 建築科 | 屋根科 | | | |
| 配管 | 建築配管作業 | ◎ | R2.1.26 (午後) | — | R2.1.26 (午前) | 機械科 造船科 建築科 | 配管科 住宅設備機器科 | | | |
| 型枠施工 | 型枠工事作業 | ◎ | R2.1.26 (午後) 1級のみ | — | R2.1.26 (午前) | 建築科 土木科 | 建設科 | | | |
| 鉄筋施工 | 鉄筋組立て作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午後) | 建築科 土木科 | 建設科 | | | |
| コンクリート圧送施工 | コンクリート圧送工事作業 | ◎ | R2.1.19 (午前) | R2.1.19 (午前) | R2.2.9 (午後) | 建築科 土木科 | 建設科 | | | |
| ガラス施工 | ガラス工事作業 | ◎ | R2.1.26 (午後) 1級のみ | — | R2.1.26 (午前) | 建築科 | サッシ・ガラス施工科 | | | |

| 検定職種 | 作業名 | 実技試験実施日 | | | 学科試験実施日 | 受験手数料 | | 学科 | 検定職種に対応した(注9参照) | |
|----------------------|---------------|-------------|---------------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|---|------|
| | | 製作等 作業試験 | 計画立案等 作業試験 | 判断等試験 | | 実技 | | | 学科の例 | 免許職種 |
| | | | | | | 1級又は 2級減免対象外 | 2級 減免対象者 | | | |
| 機械・プラント製図 ※注3～5参照 | 機械製図手書き 作業 | R2.1.26 | — | — | R2.2.2 (午前) | 13,300 円 | 4,300 円 | 3,100 円 | 機械科 金属工学科 溶接工学科 化学工学科 工業工学科 | 機械科 |
| | 機械製図CAD作業 | | | | | | | | | |
| 塗装 | 鋼橋塗装作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午前) | 18,200 | 9,200 | | 建築科 工芸科 塗装科 | 塗装科 |

◆3級

◎は受検票で通知する日に実施します

| 検定職種 | 作業名 | 実技試験実施日 | | | 学科試験実施日 | 受験手数料 (高等学校等の在校生) | | 学科 | 検定職種に対応した(注9参照) | |
|----------------------|-------------------------|-----------------|---------------|-------|-----------------|----------------------|------------------|-------|---|-----------------|
| | | 製作等 作業試験 | 計画立案等 作業試験 | 判断等試験 | | 減免対象外 | 減免対象者 | | 学科の例 | 免許職種 |
| | | | | | | | | | | |
| 造園 | 造園工事作業 | ◎ | — | ◎ | R2.2.2 (午後) | 18,200 | 9,200 | 3,100 | 造園科 | 造園科 森林環境保全科 |
| 機械加工 | 普通旋盤作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午前) | (12,200) | (3,200) | | 機械科 | 機械科 |
| 機械検査 | 機械検査作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午後) | 15,100 (10,100) | 6,100 (2,900) | | 機械科 | 機械科 |
| 電子機器組立て | 電子機器組立て作業 | R1.12月 (予定) | — | — | R2.2.9 (午後) | 18,200 (12,200) | 9,200 (3,200) | | 電子科 電気科 | 電子科 |
| 電気機器組立て | シーケンス制御作業 | R1.12月 (予定) | — | — | R2.1.26 (午前) | | | | 電子科 電気科 | 電気科 メカトロニクス科 |
| 和裁 | 和服製作作業 | ◎ | — | — | R2.2.2 (午前) | 13,300 (8,900) | 4,300 (2,900) | | 被服科 服飾科 和裁科 | 和裁科 |
| 家具製作 | 家具手加工作業 | ◎ | — | — | R2.2.2 (午後) | | | | 工芸科 | 木工科 |
| 建築大工 | 大工工事作業 | ◎ | — | — | R2.2.9 (午前) | 18,200 (12,200) | 9,200 (3,200) | | 建築科 大工科 | 建築科 枠組壁建築科 |
| 配管 | 建築配管作業 | ◎ | — | — | R2.1.26 (午前) | | | | 機械科 造船科 建築科 | 配管科 住宅設備機器科 |
| テクニカル イラストレーション | テクニカルイラスト レーション手書き作業 | R2.1.19 (午前) | — | — | R2.2.9 (午前) | | | | 機械科 電気科 建築科 | 機械科 |
| 機械・プラント製図 ※注3～5参照 | 機械製図手書き 作業 | R2.1.26 | — | — | R2.2.2 (午前) | 13,300 (8,900) | 4,300 (2,900) | | 機械科 金属工学科 溶接工学科 化学工学科 工業工学科 | 機械科 |

VII. 技能五輪奈良県大会

技能五輪全国大会は、国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えると共に、技能に身近に触れる機会を提供するなど、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成を図ることを目的に開催しています。

奈良県大会は、技能五輪全国大会に派遣する選手を選抜するための奈良県予選として技能検定の実技試験に併用させていただきます。

1. 競技職種及び参加手数料

◎は受検票で通知する日に実施します

| 競技職種 | 競技職種に対応する 技能検定作業 | 参加手数料 (単位:円) | 減免による 参加手数料 (単位:円) | 競技日 | | |
|--------|---------------------|-----------------|--------------------------|-------------|------------------|-------|
| | | | | 製作等 作業試験 | 計画立案等 作業試験 | 判断等試験 |
| 冷凍空調技術 | 冷凍空調和機器施工作業 | 18,200 | 9,200 | ◎ | R2.2.2 (午後) | — |
| 石工 | 石材加工作業 | | | | — | — |
| 建築大工 | 大工工事作業 | | | | — | — |
| 配管 | 建築配管作業 | | | | R2.1.26 (午後) | — |
| 機械製図 | 機械製図CAD作業 | 13,300 | 4,300 | R2.1.26 | — | — |
| 電工 | — | 10,000 | — | ◎ | (*電工は技能五輪単独実施職種) | |

2. 競技課題

2級技能検定実技試験又は中央協会より指定された課題により競技します。

3. 参加資格

平成9年1月1日以降に生まれた者。なお、国際大会への参加は平成11年1月1日以降に生まれた者。

4. 全国大会への参加

奈良県大会において最も優秀な成績を収めた方を技能五輪全国大会に推薦します。
(ただし、職種によっては大会参加人数が制限されることがあります。)

5. その他

技能五輪参加申込書と技能検定受検申請書は様式が異なりますので、お申込される場合は当協会にご連絡下さい。
また、技能検定2級と併願する場合は、申請時に申し出て下さい。

VIII < 記入例 >

- 受検案内をよく読んで、全てボールペン等を使用してご記入ください。(鉛筆、消せるペンの使用は不可)
- 文字はすべて楷書で、数字は算用数字を用いてください。
- 記入日、個人情報提供に関する希望欄、および太枠内に必要事項をみれなく正確にご記入ください。また※印の欄は記入しないでください。
- 受検申請は原則、受検者ひとりにつき1職種・1作業・1等級のみです。
- 申請後に住所等の変更があった場合は速やかに協会へ連絡してください。

受検区分
該当する番号に○を付けて下さい。

減免申請の提供について
当該年度の4月1日において35歳に達していない方は受検料が一部減額されます。対象の方はチェック(レ点)をして下さい。

学歴
通常は、中学校・高校・大学を最終のものから記入してください。編入学、中退、定時制、大学院卒業の場合は前歴も必ず記入してください。書ききれない場合は適当な補助紙をつけてください。

訓練歴
職業能力開発推進法に定める、普通課程・応用課程等の職業訓練能力開発施設(公共・認定)で受けた場合に記入してください。専門学校、職業訓練校を記入の上、修了証書(在学中の方は在学証明書・学生証等)のコピーを添付してください。

職歴
職歴は受検資格審査に重要です。最新のものから順に、在職期間・職務内容も忘れずに記入してください。職務内容欄には具体的な仕事内容を記入してください。ただし受検資格の実務経験年数としてみなされるのは、受検職種に関係する職務内容の期間(合計)のみです。(ただし受検申請期間最終日現在とする。)

技能検定合格状況
該当する場合は必要事項を記入の上、合格証書あるいは合格通知のコピーを添付してください。県外で合格された場合は、併せて都道府県名も記入してください。

(次のような場合に該当します)
・2級合格後、2年間の実務経験で1級を受検する場合。
・3級合格後、4年間の実務経験で1級を受検する場合。
・実務経験2年を満たしていないが、3級合格後に実務経験なしで2級を受検する場合。
・特級を受検する場合。(特級受検者は1級合格後5年間の実務経験が必要です。)

試験の免除
該当する場合は必要事項を記入の上、合格証書・通知等のコピーを添付してください。記入漏れ等、申請受付後に試験の免除が判明しても免除は受けられません。また県外で取得された場合は、都道府県名も記入して下さい。

講習会の案内について
技能検定に係る講習会が一部の作業で実施されます。案内を希望される場合は『承諾します』にチェック(レ点)をして下さい。

技能検定受検申請書

技能検定を受けたいので申請します。
奈良県知事様

取りまとめ 団体・事業所等

〇〇年〇月〇日

| | | | | | |
|------------|--|------------|---|----------------------|--------------|
| 検定職種 | 機械検査 | 等級区分 | 2 級 | 受検番号 | ※ |
| 作業名 | 機械検査作業 | | | | |
| ふりがな | しよくのう たろう | | | | |
| 氏名 | 職能太郎 | 受検区分 | 1 実技・学科とも受検 A甲 2 学科のみ受検(免除なし) A乙 3 実技のみ受検(免除なし) A丙 4 学科受検(実技免除) B 5 実技受検(学科免除) C 6 実技・学科とも免除 D | | |
| 生年月日 | 昭和(平成) 3年 2月 27日 (28歳) | 性別 | 男/女 | | |
| 減免 | <input checked="" type="checkbox"/> 受検料の減免措置を希望します。(当該年度の4月1日において35歳に達していない方は□に✓を入れて下さい。) | | | | |
| 住所 | 〒 630-8213 TEL 0742-24-4127 奈良市登大路町38-1 能開マンション2階201号 | | | | |
| 学歴 | 学校名 | 学科又は課程 | 所在地 | 在学期間 | 区別に○印 |
| | 奈良県立〇〇高等学校 | 普通 | 奈良市〇〇町〇〇1-1 | H18年4月~H21年3月 (3年 月) | 卒業・中退 在学中 |
| | 奈良市立〇〇中学校 | | 奈良市〇〇町〇〇2-1 | H15年4月~H18年3月 (3年 月) | 卒業・中退 |
| 訓練歴 | 訓練施設名 | 訓練科 | 所在地 | 訓練を受けた期間 | 区別に○印 |
| | 〇〇職業訓練校 | 機械科 [短期課程] | 奈良市〇〇町〇〇3-1 | H21年4月~H22年3月 (1年 月) | 修了・訓練中 中退 |
| 職歴 | 事業所名 | 地位職名 | 所在地 | 在職期間 | 職務内容 |
| | 職能(株) | 係長 | 奈良市〇〇町〇〇4-1 TEL(0742-23-7690) | H22年4月~年月 (9年 月) | 機械検査全般 |
| 技能検定合格状況 | 等級区分 | 検定職種 | 作業名 | 合格年月日 | 合格番号 |
| | 3 級 | 機械検査 | 機械検査 作業 | H28年 3月 11日 | 29-0001 |
| 実技試験の免除 | <input type="checkbox"/> 実技試験合格通知 () <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 技能検定合格証書 () <input checked="" type="checkbox"/> 学科試験合格通知 (機械検査 作業) 29年 3月 0日 (第 1号) <input type="checkbox"/> 指導員試験合格又は免許 () <input type="checkbox"/> その他() | | | | |
| 講習会の案内について | 技能検定に係る講習会が一部の作業で実施されます。その講習会等を実施する関係団体に、氏名、住所、電話番号、勤務先、及び試験の可否を知らせることについて次の欄にチェック(✓)をつけてください。なお、承諾されない場合は、講習会等の案内は送付されません。 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません | | | | |
| 本人確認書類 | 技能士番号 ※ 合格年月日 ※ | | | | |

本人確認書類(写し)の貼付について
こちらに本人確認書類(写し)を貼付して下さい。受検申請書全員が対象となります。

本人確認書類貼付欄(運転免許証サイズ)
(受検申請者全員貼付)
以下に示す書類(写し)を必ず貼付して下さい。
①運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りして下さい)、日本パスポート(写真欄)、住民票
日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限り)。
②特別永住者証明書、在留カード
③健康保険被保険者証
④生徒手帳、学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限り)。
⑤外国パスポート(写真欄及び日本国査証欄)
こちらの貼付欄よりも確認書類が大きい場合は裏面に貼付して下さい。

写真票(1)
こちらの写真票は『受検申請者全員』が記入及び写真を貼付して下さい。ただし、実技・学科両方が免除の方は写真は不要です。

技能検定写真票 (1)

申請者全員記入

〇〇年〇月〇日

| | |
|------|------------------------------|
| 検定職種 | 機械検査 |
| 作業名 | 機械検査作業 |
| 等級区分 | 2 級 受検番号 ※ |
| ふりがな | しよくのう たろう |
| 氏名 | 職能太郎 |
| 生年月日 | 昭和(平成) 3年 2月 27日 |
| 郵便番号 | 〒 630-8213 |
| 住所 | 奈良市登大路町38-1 能開マンション2階201号 |
| 電話番号 | 0742-24-4127 |
| 事業所名 | 職能(株) |
| 郵便番号 | 〒 630-〇〇〇〇 |
| 住所 | 奈良市〇〇町〇〇4-1 |
| 電話番号 | 0742-23-7690 |

受検資格判定 ※
免除資格判定 ※実技 学科
 本人確認

手数料収納
 減免 ※実技試験 ※学科試験
(等 00) (等)

写真 (縦4cm×横3cm)
5ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像とする。
裏面に級、職種(作業)氏名を書いて貼付
写真専用紙を使用すること

- 本人の注意
- 本人確認書類(写)を指定箇所に貼付して下さい。
 - 受検区分番号が1、3、5の受検者は写真票(1)及び(2)に記入と写真を貼付すること。
 - 受検区分番号が2、4、6の受検者は写真票(1)のみとする。但し、6については写真は不要である。
 - ※印の欄には、なにも記入しないこと。
 - 記入には、すべてインキを用い、文字は楷書で書いていねい書くこと。特に氏名は略字や俗字を用いなくて、正確に記入すること。
 - 数字は、算用数字を用いること。
 - 検定職種及び選択作業名の欄には、受検を希望する検定職種及び実技試験の作業名を記入すること。
 - 生年月日、年齢及び性別の欄の年月及び性別は、該当するものを○で囲むこと。
 - 学歴、訓練歴及び職歴には、受検資格の基礎となるこれらの履歴を最新のものから順に記入し、書ききれないときは、適当な補助紙をつけること。

写真票(2)
こちらの写真票は『実技を受検する』場合に、写真票(1)と併せて記入し、写真を貼付して下さい。学科のみの方及び実技・学科両方が免除の方は不要です。

技能検定写真票 (2)

実技申請者記入

〇〇年〇月〇日

| | |
|------|------------------------------|
| 検定職種 | 機械検査 |
| 作業名 | 機械検査作業 |
| 等級区分 | 2 級 受検番号 ※ |
| ふりがな | しよくのう たろう |
| 氏名 | 職能太郎 |
| 生年月日 | 昭和(平成) 3年 2月 27日 |
| 郵便番号 | 〒 630-8213 |
| 住所 | 奈良市登大路町38-1 能開マンション2階201号 |
| 電話番号 | 0742-24-4127 |
| 事業所名 | 職能(株) |
| 郵便番号 | 〒 630-〇〇〇〇 |
| 住所 | 奈良市〇〇町〇〇4-1 |
| 電話番号 | 0742-23-7690 |

実技申請者は貼付(学科のみは不要)
写真 (縦4cm×横3cm)
5ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像とする。
裏面に級、職種(作業)氏名を書いて貼付
写真専用紙を使用すること

本人確認 1
 本人確認 2

写真
1ヶ月以内に撮影した正面脱帽半身像とする。
裏面に級、職種(作業)、氏名を書いて裏面全体に糊付けして下さい。デジタルカメラを使用する場合は写真専用紙を使用して下さい。実技・学科両方が免除の方は不要です。

振込明細書等貼付
振込金額・振込先・振込名が分かる書類を貼り付けて下さい。
なお、複数名の受検者分をまとめて振り込まれた場合は、受検申請者の内訳表(個々の職種・作業名・級・受検区分・氏名・振込金額 様式は自由)を作成頂き、振込明細書等を貼り付けて提出して下さい。